

下水道について

南関町役場建設課

■下水道とは

○下水道の役割

下水道は、各家庭から排出されるし尿や生活雑排水（台所や洗濯、風呂などの排水）を浄化しきれいにすることで、水路や河川、海など私たちの身近な水環境保全に役立っています。

○水質の悪化の原因

水質が悪化する要因としては様々なものが挙げられますので、使用にあたっては、以下の様な心がけをお願いいたします。

(1) 生ゴミを捨てない

下水道管や、処理場にはびっくりするほど家庭用のゴミがつかまっています。排水管がつまるのも、これらのゴミが原因。ゴミカゴ、流し口の目皿を用意してください。



(2) 油を流さない

料理のあとの油類は、紙でふきとってゴミといっしょに捨てましょう。石けんと水と油が化合すると凝固して、下水道管をつまらせます。処理場でも、油分が多く、苦勞します。

(3) トイレにもものを流さない

トイレットペーパー以外のものを絶対流さないでください。新聞紙やビニールなどは水に溶けません。これくらいは、という気持ちがつまりのもと。トイレはつまると修理するのが大変です。くれぐれもご注意を。



(4) マンホールにゴミや砂石を捨てない

マンホールの中に砂石やゴミを落とすとつまりのもと。また、アルコールやガソリン、シンナーなど危険物を流すと爆発の危険があります。

(5) 洗剤は使うまえにたしかめて

中性洗剤を使うときはほどほどに。これは処理場の微生物をいため、浄化作業に大きな影響をあたえるからです。できるだけ、石けんや無リン洗剤を使うようにしてください。

(6) アルコールやガソリン、シンナーなどは流さない

これらの危険物を流すと汚水管の中で爆発や、管を損傷することがあります。

(7) 洗面所・浴室では髪の毛を流さない。

ついうっかり、排水口にたまってしまうのが髪の毛です。必ず取り除く習慣にしましょう。

(8) ディスポーザーは使用しない

ディスポーザー（台所のゴミを砕いて下水道に流し込む機器）を使うと、下水管に細かいゴミが堆積して詰まったりします。また、悪臭の原因にもなり、処理場も負担が増します。

■下水道分担金について

130,000円 加入分担金になります。

■下水道使用料について

○下水道使用料金の基本主旨

下水道の使用開始後は、下水道の維持管理を行っていくために毎月使用料を納めていただきます。

○下水道使用人員算定について

下水道の使用料金につきましては、住民基本台帳に記載されている人員を基に当該月分を算定しています。但し、長期の不在（就職、進学、入院、入所、単身赴任等）の場合はこの限りではありませんので届出をお願いいたします。また、使用休止、廃止、再開する場合にも届け出をお願いいたします。

○月当り使用料について

下水道の使用料は下表のように算定しています。（一般世帯で消費税10%の場合。）

人数	基本料	人数割	合計（消費税込）
1人	1,100円	700円	1,980円
2人		1,400円	2,750円
3人		2,100円	3,520円
4人		2,800円	4,290円
5人		3,500円	5,060円
6人		4,200円	5,830円
7人		4,550円	6,210円
8人		4,900円	6,600円

《 例 》 7人家族の1月あたりの使用料金

【基本料】		1,100円
【人数割】	人員6名 × 700円 =	4,200円
【7人以上】	人員1名 × 350円 =	350円
【消費税】	10%	565円
（使用料金） ※10円未満切り捨て		6,210円

■長期不在にされる場合

○長期不在にされる場合の使用料金について

入院や転勤等の理由により使用人員が一定期間以上（概ね1カ月以上）減少する場合には、下水道使用世帯人数変更届けを建設課宛にご提出ください。使用料の算定に反映させます。

なお、変更届けの用紙は建設課に用意しています。

●問合せ先

南関町役場建設課水道係

（電話）0968-57-8592（直通）